

各 位



平成 20 年 5 月 26 日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号  
会 社 名 SBIホールディングス株式会社  
(コード番号8473 東証第一部、大証第一部)  
代 表 者 代表取締役CEO 北 尾 吉 孝  
問 い 合 せ 先 責任者役職名 取締役専務CFO  
平 井 研 司  
電 話 番 号 03-6229-0100 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第10期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 第2条(目的)に関して、①「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)により、平成19年9月30日に旧「証券取引法」(昭和23年法律第25号)が「金融商品取引法」に改組され、それ以前の「証券業」、「投資信託委託業」、「投資顧問業」、「投資一任契約にかかる業務」等が「金融商品取引業」に変更されたことに対応するため、事業目的項目の記載を修正するとともに、②携帯電話機レンタル事業の実施にともない、事業目的項目として「電気通信事業法に基づく電気通信事業」を追加するほか、所要の削除・修正等を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行によりいわゆる「株券電子化」が実施される前に端株を廃止する必要があるため、端株を廃止する旨の定款附則第1条を新設するものであります。また、端株の廃止に伴い、第9条(端株の買増請求)、第10条(株主名簿管理人)第1項及び第3項、第11条(株式取扱規則)の改廃と第10条以降の条数を1条ずつ繰り上げる変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (条文省略)</p> <p><u>7. 投資顧問業務および投資業務</u></p> <p>8. ～11. (条文省略)</p> <p><u>12. 証券仲介業</u></p> <p>13. ～25. (条文省略)</p> <p><u>26. 信託受益権販売業</u></p> <p>27. ～35. (条文省略)</p> <p><u>36. 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人資産運用業務および投資信託業務、ならびに投資法人の設立企画人としての業務</u></p> <p><u>37. 投資法人の資産の運用に係る業務および投資信託の委託会社としての業務ならびにこれらの資金調達業務</u></p> <p><u>38. 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく一般事務の受託業務</u></p> <p>39. ～63. (条文省略)</p> <p><u>64. 外国為替取引業</u></p> <p><u>65.</u> (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 (商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>7. ～10. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>11. ～23. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>24. ～32. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>33. ～57. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>58.</u> (現行どおり)</p>

<p>66. <u>銀行代理店業</u></p> <p>67. ～72. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>73. つぎの業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>(1) ～ (9) (条文省略)</p> <p>(10) <u>銀行法、担保附社債信託法、社債等登録法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(11) <u>投資顧問業務および投資業務</u></p> <p>(12) (条文省略)</p> <p>(13) <u>証券取引法に規定する証券業およびそれに付随する業務</u></p> <p>(14) 前号の業務のほか、<u>証券取引法により証券会社が営むことのできる業務</u></p> <p>(15) ～ (17) (条文省略)</p> <p>(18) <u>商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業に係わる金</u></p>	<p>59. 銀行代理業</p> <p>60. ～65. (現行どおり)</p> <p>66. <u>金融商品取引法に規定する、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業および金融商品仲介業</u></p> <p>67. <u>前項の業務のほか、金融商品取引法に基づき行うことのできる業務</u></p> <p>68. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p>69. つぎの業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>(1) ～ (9) (現行どおり)</p> <p>(10) <u>銀行法、担保付社債信託法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(削除)</p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) <u>金融商品取引法に規定する、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業および金融商品仲介業</u></p> <p>(13) 前号の業務のほか、<u>金融商品取引法に基づき行うことのできる業務</u></p> <p>(14) ～ (16) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>融商品の販売業務</u></p> <p>(19) <u>金融先物取引法の適用を受ける取引所が開設する市場における上場商品の売買および売買取引の受託ならびに取次業務</u></p> <p>(20) <u>外国為替及び外国貿易法に基づく資本取引等、通貨および金融商品の売買および売買取引の受託ならびに商品開発、運用、管理、仲介、取次業務</u></p> <p>(21) ~ (43) (条文省略)</p> <p>(44) <u>証券仲介業</u></p> <p>(45) <u>信託受益権販売業</u></p> <p>(46) ~ (97) (条文省略)</p> <p>(98) <u>銀行代理店業</u></p> <p>(99) ~ (124) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(125) (条文省略)</p> <p>74. (条文省略)</p> <p>75. (条文省略)</p> <p>第3条~第8条 (条文省略)</p> <p><u>(端株の買増請求)</u></p> <p><u>第9条 当社の端株主は、その有する端株と併せて1株となるべき数の端株を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。</u></p> <p>2. <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(17) ~ (39) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(40) ~ (91) (現行どおり)</p> <p>(92) 銀行代理業</p> <p>(93) ~ (118) (現行どおり)</p> <p><u>(119) 電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p>(120) (現行どおり)</p> <p>70. (現行どおり)</p> <p>71. (現行どおり)</p> <p>第3条~第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p style="text-align: center;"><u>める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株式、<u>端株</u>および新株予約権につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および<u>端株</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主および新株予約権者の権利行使、株式、<u>新株予約権</u>ならびに<u>端株</u>に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第34条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は株式および新株予約権につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および<u>新株予約権</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主および新株予約権者の権利行使、<u>株式</u>ならびに<u>新株予約権</u>に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第33条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社は、1株に満たない端数については、これを端株として端株原簿に記載または記録しないこととする。</u></p> <p>第2条 <u>本附則第1条および第2条は、当社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u></p>
---	--

### 3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成20年6月27日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成20年6月27日(金曜日)

以上

\*\*\*\*\*

本プレスリリースに関するお問い合わせ先:

SBIホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126